



神戸市会議員 (須磨区) せい い ち むらの誠 37才



「人は人の為に尽すを以って本分とすべし」

曾祖父 村野山人 (神戸村野工業高等学校創立者)
の遺志を継ぎ政治家を志す

所属政党 自由民主党

所属会派 自由民主党神戸市会議員団

所属委員会 港湾交通委員会(委員長)

外郭団体に関する特別委員会(委員)

経歴

- ・昭和49年2月2日 神戸市須磨区に生れる
- ・須磨浦小学校 卒業
- ・神戸市立高倉中学校 卒業
- ・とび職として働きながら、大学入学資格検定取得
- ・芦屋大学(教育学部) 卒業
- ・兵庫県議会議員 故 伊田 宏 秘書
- ・㊦衆議院議員 砂田圭佑 秘書
- ・平成19年 神戸市会議員選挙 当選(2期目)
- ・神戸南ライオンズクラブ ㊦会長
- ・神戸鹿児島県人会連合会 顧問
- ・近畿鹿児島県人会連合会 顧問 など

北朝鮮関連施設の市長特別減免に正当性なし！

〈平成22年度 予算特別委員会 2010.3.1〉

質 むらの議員

本市の朝鮮総連関連施設においては、地方税法や条例の規定により「専ら自治会の活動の用に供する集会所」に準ずると判断し、「公益性」があるとして、市長特別減免を行っている。

しかし、朝鮮総連関連施設に係る固定資産税の減免措置は、全国的に問題となっており、総務省からも「最近の裁判事例において、減免対象資産の使用実態や、公益性の判断が問題とされたことを踏まえ、減免対象資産の使用実態を的確に把握し、更に適正化に努めるよう」と通知が出されている。

しかし当局は、減免対象資産に対し、3年に1度しか実地調査を行っておらず、これで使用実態を的確に把握できるのか？

また、「公益性」についても、福岡高裁は「文理上からもその対象が我が国の固定資産である土地又は家屋等である以上、我が国、社会一般の利益の為に、と解すべきことは当然である」と判示している。言うまでもなく北朝鮮は、我が国が制裁を行っている国であり国益に反する。朝鮮総連の綱領によると、北朝鮮の出先機関であることは明白であり、「我が国、社会一般の利益」など存在しない。朝鮮総連関連施設の「公益性」について、当局の見解を伺う。

〈平成22年度 総務財政委員会 2010.3.18〉

質 むらの委員長

平成22年度3月24日の総務財政委員会において陳情の審査があり朝鮮総連関連施設に係る固定資産税の免税について、当局から説明があった。議事録によると、審査の結果は、概ね、各委員、当局の説明を了とする発言があり、審査打ち切りとなっている。しかし平成21年9月25日付けの住民審査請求の監査結果によると、結果的に委員会での当局説明に疑義が生じており、遺憾に思っている。当局の説明を了とする場合、言うまでもなく、説明が真実・事実であることが前提となる。請願権や陳情権は市民に保障された利権であり、委員会は誠意を持って対応する必要があることから、改めて当局の説明を求める。

答 小柴副市長

朝鮮総連関連施設に係る減免対象資産については「厳格に調査」したうえで減免措置を講じている旨、答弁してきたところでございます。

しかしながら昨年の住民監査結果におきまして「改善の余地がある」とされたところでございます。

当時の答弁内容と監査結果の指摘に齟齬が生じたことにつきましては遺憾に思う次第でございます。当該調査が十分でなかったことを真摯に受け止め、来年度より実地調査を毎年行うこととし、「改善の余地がある」された事項については、すべて是正する予定にしております。

今後は監査結果を踏まえ、朝鮮総連関連施設の利用状況をこれまで以上に「厳格に調査」し、書類の不備や集会所的な使用実態に適合していない状況がある場合には、減免を見直すなど、適切に対応して行きたいと考えております。

答 むらの委員長

委員会での発言は大変重いものである。当局においては仮にも後日、説明や答弁に齟齬をきたした場合には速やかに説明責任を果たされるよう特に申し上げておく。

(議事録要約抜粋)



平成22年度 予算特別委員会



むらの委員長

平成22年度 総務財政委員会



〔2010年11月3日 神戸新聞 朝刊〕

港湾交通委員会行政調査

平成23年度中に実現します！



むらの委員長



熱海市）熱海サンビーチ等禁煙条例について（2010.9.9）

熱海市では、青年会議所による提案及び、市民アンケートの調査結果を受け、「熱海市路上等の喫煙防止に関する条例」が平成17年4月に施行されました。この条例により、歩行者の身体や衣服などに、特に危険を及ぼす恐れがある場所が、喫煙禁止区域として指定され、原則喫煙行為が禁止されました。

同年6月からは、熱海サンビーチ及び周辺遊歩道が喫煙禁止区域に指定され、砂浜と遊歩道も喫煙禁止となりました。

併せて、砂浜内の4箇所に喫煙所を設置するなど、利用者の利便にも配慮がなされております。

一方、本市須磨海岸においては、ポイ捨て重点区域に指定されているにも関わらず、海水浴シーズンには、たばこのポイ捨てが非常に多く、ポイ捨てに過料するなど「須磨海岸を守り育てる条例」の実効性を担保する、取り組み強化が求められております。

また、平成22年8月には須磨海岸において麻薬所持・使用事件が発生し、これを受けて神戸市が、「須磨海岸の健全化に関する専門チーム」を立ち上げ、3つの部会が設けられました。その一つである「環境向上部会」では、禁煙化に向けた対応策が議論されており、これらの検討状況を踏まえつつ、引き続き市民に親しまれる須磨海岸となるよう、関係機関との連携により一層の取り組み強化が必要と思われる。

労使交渉の公開について

〈平成20年度決算特別委員会 総括質疑 2009.9.21〉

要望 むらの議員

本市はこれまでも情報公開の推進に努力されてきたと思いますが、例えば、職員の労働条件については、決定過程が不透明ではないかといった指摘もあります。

他都市においても、公開に取り組んでいるとの事であり、本市も労使交渉の議事録をホームページ上に公開するなど職員の勤務条件についても、市民の理解を得られるよう、これまで以上の情報公開に努める事を要望いたします。

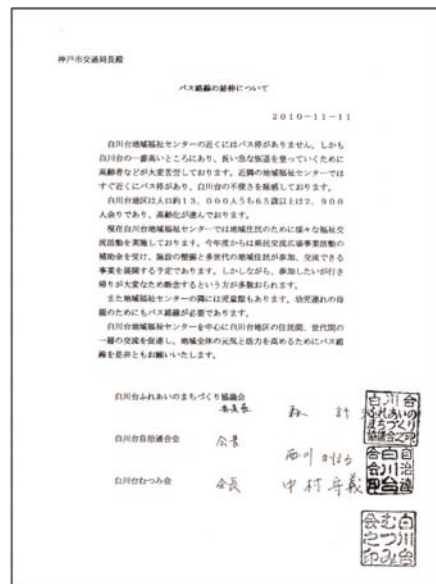
（議事録要約抜粋）

実現しました

職員の勤務条件等に関する労働組合との交渉概要について平成22年8月から、神戸市行財政局のホームページで公開されています。

白川台地域福祉センターは、地域の一番高い所にあるにも関わらずバス停がなく、高齢者は急な長い坂道を登らなくてはならない為、大変苦勞しております。

白川台地域福祉センターへのバス路線延長を神戸市交通局長に要望しました。



平成22年11月11日に
神戸市交通局長に要望書提出

須磨海岸を守り育てる条例を改正します

近年、須磨海岸では夏季を中心として、ルールを守らない一部の利用者や事業者等により、花火や音楽の騒音、車両の不正侵入ゴミの不法投棄、また、平成22年には、麻薬所持・使用事件が発生する等、違法行為や、風紀の



乱れが、指摘されております。こうした背景を踏まえ、地元の代表者をはじめ、法律の専門家、警察、市関係部局をメンバーとする「須磨海岸の健全化に関する専門チーム」を平成22年9月に立ち上げ、議論を重ねて参りました。

この度、子供達や家族連れが、須磨海岸をより安全に、安心して利用して頂く為に、規制の強化が必要であるとの結論に達し、条例の一部を改正します。

改正の概要

- ・ 入れ墨等を公然と露出したり、粗野・乱暴な言動をすることにより、他の海岸利用者に不安や畏怖等を覚えさせ、安全・安心な海岸利用を妨げることに付いて、禁止行為に追加する。
- ・ 須磨海岸内において、海岸管理者が設置する灰皿のある場所以外での喫煙について、禁止行為に追加する。
- ・ 条例に規定する禁止行為を助長させるような行為を須磨海岸内で行うことを禁止する。
- ・ 禁止行為全般について、違反した者に対して是正するよう命じる事ができるようになります。
- ・ 須磨海岸の占用許可条件について見直します。



いつでも気軽にご相談ください。

TEL (078) 739-8889

http://www.murano.gr.jp

自由民主党神戸市議員団 須磨区第2支部

神戸市議員 むらの誠一事務所

〒654-0053 神戸市須磨区天神町3丁目2-45

FAX (078) 739-8887